

自動車検査独立行政法人に係る年度計画

(まえがき)

自動車検査独立行政法人(以下「検査法人」という。)の中期計画を実施するため、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第31条に基づき、検査法人に係る平成18年度の年度計画を以下のとおり定め、業務を実施していくこととします。

なお、平成18年度の業務実施に当たっては、以下の目的の達成に重点をおいた運営を行うこととします。

- ・ 自動車の安全性の確保、公害の防止のため、ディーゼル車を対象とした新たな排出ガス検査等の審査方法の検討等を進め、審査の質を向上します。
- ・ 新規検査等における車両の状態を電子的に記録・保存するシステムを一部の事務所等に導入し、検査後の二次架装等の不正受検防止に取組みます。
- ・ カスタム・カー等のショウにおける不正改造に係る啓発、不正改造等の通報窓口の設置検討等の不正改造車排除への取組みを進めるとともに、不正打刻等の通報による自動車の盗難防止への取組みを進め、交通社会秩序の維持を図ります。
- ・ 検査場における安全衛生運動を推進し、受検者、受検車両、検査職員などに事故のない安全な審査の実施に努めます。

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 組織運営

審査を実施する各事務所等の検査要員については、厳正かつ公正・中立な審査業務を円滑かつ効率的に実施するため、業務量等に応じて配置の見直しを行います。

(2) 人材活用

- ・ 検査法人のロゴマーク等によるCI活動を引き続き推進することにより、職員の業務への意識向上を図ります。
- ・ 業務改善の提案、緊急時の対応等で職務上顕著な貢献を行った職員に対する表彰を行うとともに、その成果を実現することにより、職員の業務への取組意欲の向上を図ります。

(3) 業務の効率化

- ・ 施設の整備、維持管理等について、引き続き外部委託を行います。
- ・ 経理事務をはじめとした管理・間接業務については、ホームページ、イントラネット等情報システムの管理・運用の充実を図ることにより、業務処理の効率化を推進します。
- ・ 一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。)について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額(平成15年度の当該経費相当額に4を乗じた額に平成14年度の当該経費相当額を加えた額)を1.3%以下に抑制します。

(4) 主要な業務・システムに係る監査と最適化計画の検討

「PCネットワークシステム」について、システム構成及び調達方式の抜本的見直し並びに最適化計画を策定するため、システムの監査を実施し、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を図る観点から検討を行います。

2. サービスの向上と確実な審査実施に向けて

(1) 厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底

不当要求防止対策の徹底

厳正かつ公正に行う審査業務というサービスを利用者の方々に対して、中立的な立場で公平に提供することを徹底するため、「自動車検査における業務の厳正な執行と警察との連携強化について(第2次不当要求防止対策)」(平成14年8月5日付自企調第1号)に基づき、事務所等と警察署との連携強化、情報収集・提供体制の強化などの再発防止対策を引き続き強力に実施します。

審査事務規程の充実、明確化

- ・ 審査業務における取扱いの細部について、明確化を図るとともに、審査方法の統一を図る等、審査事務規程の規定内容の充実を図ります。
- ・ 厳正かつ公正な審査業務に資するため、道路運送車両の保安基準に関する細部規程に対応した審査事務規程の見直しを行います。

(2) 審査に係る利用者の方々の利便性の向上

利用者の方々の審査の待ち時間の低減対策

- ・ 各事務所毎に、詳細な業務量把握を行うための手法を検討するとともに、より精度の高い混雑状況の提供方法及び審査予約制度の導入を検討します。
- ・ 機器等の故障時間を低減させ、また効率的な更新等を進めるため、情報技術を活用し、機器等の稼働時間、故障発生箇所、原因等の情報を本部で集中管理・分析する仕組みを作ります。
- ・ 審査中の事故による待ち時間を低減するため、検査場における安全対策の取組みを引き続き強力に推進し、特に、受検者の運転操作ミスによる事故低減に努めます。

利用者の方々の審査業務に関する理解の向上のための対策

- ・ ホームページ、パンフレット等により、審査業務について、利用者の方々への周知を図るとともに、理解しやすいよう内容の充実・改善を進めます。
- ・ 検査法人のロゴマーク等によるCI活動を引き続き推進し、利用者の方々の検査法人業務への理解の向上を図ります。
- ・ ホームページの「よくある質問(FAQ)」を見直し、充実を図り、照会者の要望に対応します。

- ・ 「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」に基づき、環境報告書を作成し公表します。

利用し易い審査に係る施設の整備のための対策

- ・ 利用者の方々が安全に利用できるよう、検査場における安全対策の取組みを強力に推進し、審査施設の整備を図ります。
- ・ 検査場における事故の件数を平成17年度実績より削減することに努めます。特に、職員のヘルメット着用等の徹底を図り、事故の未然防止に取り組めます。
- ・ 安心して利用できる検査場とするため、事務所毎の職場点検、整理整頓等を進め、検査場における安全衛生対策に取り組めます。
- ・ 情報技術の活用等により利用者の方々の利便性を向上させた審査施設のあり方について検討を進め、実施が可能なものから移転新築を行う審査施設等において改善策を講じます。

(3) 適正かつ効率的な審査業務の実施の促進

厳正かつ公正・中立に審査業務を実施することを徹底するため、以下の業務に取り組めます。

職員に対する研修等の実施

- ・ 新規採用者導入研修の研修期間を延長するなどにより新規採用者及び2年、3年目の検査職員を対象とした研修を充実し、検査担当官の早期育成を図ります。
- ・ 職員へのアンケート調査等により研修効果を把握し、研修内容の見直しを引き続き進めるとともに、研修効果評価の仕組み作りを検討します。
- ・ 情報技術の高度な活用を目的として、中央実習センターにおける研修の中で、職員のパソコン技能向上のための講義を行います。
- ・ 安全衛生研修の導入、不当要求対策及び新技術に関する講義等の実務研修の充実を図るとともに、マネジメントについて指導者養成訓練(JST技法)を一部の研修に取り入れ、管理能力の向上に努めます。
- ・ 国土交通省地方運輸局の組織見直し等に伴う研修コース別対象者数変化に対応し、コース編成等の見直しを行います。

業務改善の継続的検討とその実施

- ・ 各事務所の実態等を踏まえて、業務改善の実施や不当要求防止対策の強化を図るため、本部又は検査部による調査・指導を少なくとも30の事務所等を対象に実施します。
- ・ 職員からの改善提案等についての検討を引き続き進め、概ね10テーマを目標に改善提案を取りまとめ、審査業務の改善方策に役立てます。
- ・ 業務改善のため外部有識者の方々との意見交換の場を設け改善を図ります。

(4) 国土交通省をはじめとした関係機関と連携した各種業務の実施

不正改造車の排除等の推進

国土交通省等と協力して、9万5千台の車両を検査することを目標に、街頭検査を実施します。

車両の不具合情報の収集

車両不具合情報報告システムを活用して引き続き車両不具合情報の収集に努め、当該情報を国土交通省に提供してリコールすべき車両の早期発見等に資するとともに、得られた不具合情報の分析を進め、審査方法の改善に役立てます。

また、車種毎等の不具合情報を抽出するため、情報技術を活用した審査結果の蓄積・分析手法の検討を行います。

事故車両の原因究明への取組

警察等からの要請に基づく事故車両の事故原因分析を引き続き進めるとともに、その分析結果をもとにして、検査法人の知見による原因究明の具体的な実施方法の策定を目指します。

社会ニーズに対応した審査業務に係る各種業務の実施

- ・ 交通社会秩序の維持を図るため、不正受検の摘発、不正改造車の排除などの対策を強力に推進します。
- ・ 検査後の二次架装等の不正受検を防止するため、新規検査等における車両の状態を電子的に記録・保存するシステムの一部の事務所等への導入を目指します。
- ・ 不正改造車を排除するため、カスタム・カー等のショウにおける不正改造禁止の啓発、不正改造等通報窓口の設置検討等の取組みを進めます。
- ・ 自動車の盗難防止等を図るため、車台番号の改ざん受検事案の警察機関等への通報の取組みを進めます。
- ・ 申請書改ざん、受検車すり替え等の不正受検を防止するため、不正受検事例の調査、事務所間の連絡体制の徹底等を図ります。
- ・ その他、国土交通省が行う制度改正や要請に応じて、審査手法の見直しを行う等適切に対処します。

(5) 国民の皆様の自動車の安全・環境問題への積極的参画に対する支援・協力

春秋の全国交通安全運動、不正改造車排除運動、点検整備推進運動等国の行う各種キャンペーン等に引き続き参画し、検査の社会的意義を広く利用者に知っていただくことに努めます。

ホームページ、パンフレット等により、検査の役割やその効果を積極的に広報していきます。

審査結果データの蓄積と分析及び分析データの公表、個別審査結果データのユーザーへの交付等審査情報の提供方法として、電子情報技術を活用した審査システムを試作し、分析した結果をユーザーに情報提供し点検・整備意識の向上を図るための手法等を検討します。

(6) 自動車の安全・環境基準の変化への迅速かつ適切な対応の確保

整備不良、不正改造等による高濃度排出ガス車両を排除するため、特に環境負荷の大きいディーゼル車について、検査機器による黒煙検査を

引き続き確実にまいります。

新しい排出ガス検査の導入について、国土交通省と協力して検討してまいります。

自動車の騒音対策のための検査方法の改善等について、国土交通省と協力して引き続き検討を進めます。

(7) 国際的視野に立った業務のあり方の検討（国際会議への参加等）

C I T A(国際自動車検査委員会)の総会に役職員を派遣するなど、CITAの活動への参画等を通じて諸外国との情報交換を行います。

(8) 海外技術支援

国等からの要請に応じ、J I C Aのプロジェクト等に職員を派遣し、途上国の自動車検査技術の向上を支援します。

海外からの研修生を受け入れ、途上国の自動車検査技術の向上を支援します。

3. 予算（人件費の見積もりを含む。） 収支計画及び資金計画

{別紙}

4. 短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額を2,000百万円とします。

5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画

6. 剰余金の使途

- ・ 施設・設備の整備
- ・ 広報活動の実施

7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項

(1) 施設及び設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源
審査施設整備費		自動車検査独立行政法人施設整備費補助金
審査場の新設等	27	
審査機器の新設等	966	
審査上屋の改修等	936	

(2) 人事に関する計画

方針

業務運営の効率化、定型的一般事務の集約化、外部委託化等の推進などにより、人員を抑制することを目指します。

また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、概ね0.7%の人員を削減することとします。

自動車検査独立行政法人 平成18年度 年度計画予算

予算		(単位:百万円)	
区	分	金額	
収入			
運営費交付金		8,922	
施設整備費補助金		1,929	
その他収入		1	
前年度からの繰越金		905	
計		11,757	
支出			
人件費		6,969	
業務経費		1,620	
うち研修経費		34	
うち審査経費		1,586	
施設整備費		1,929	
受託経費		0	
一般管理費		1,239	
次年度への繰越金		0	
計		11,757	

収支計画		(単位:百万円)	
区	分	金額	
費用の部		11,427	
経常費用		11,427	
人件費		6,969	
業務費		1,620	
一般管理費		1,239	
減価償却費		1,483	
固定資産除却損		116	
財務費用		0	
臨時損失		0	
収益の部		11,427	
運営費交付金収益		8,922	
その他収入		1	
寄付金収益		0	
資産見返運営費交付金戻入		398	
資産見返物品受贈戻入		1,201	
雑益		0	
臨時利益		0	
前年度からの繰越金の一部繰入れ		905	
純利益		0	
目的積立金取崩額		0	
総利益		0	

資金計画		(単位:百万円)	
区	分	金額	
資金支出		11,757	
業務活動による支出		9,828	
投資活動による支出		1,929	
財務活動による支出		0	
翌年度への繰越金		0	
資金収入		11,757	
業務活動による収入		8,923	
運営費交付金による収入		8,922	
その他収入		1	
投資活動による収入		1,929	
施設整備費による収入		1,929	
その他収入		0	
財務活動による収入		0	
前年度よりの繰越金		905	

(注1)当法人における退職手当については、役員退職手当支給基準及び国家公務員退職手当法に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

(注2)前年度からの繰越金は暫定値であり、17年度の決算により決定される。

(注3)収支計画の「減価償却費」、「固定資産除却損」、「資産見返運営費交付金戻入」及び「資産見返物品受贈戻入」については、平成16年度実績で推計した。

【参考】運営費交付金の算定ルール

1. 人件費

人件費 = 基準給与総額 + 退職手当所要額 ± 新陳代謝所要額 + 前年度給与改定分等

基準給与総額

積算上の前年度人件費相当額 - 前年度退職手当所要額

退職手当所要額

当年度に退職が想定される人員ごとに積算

新陳代謝所要額

新規採用給与総額（予定）の当年度分 + 前年度新規採用者給与総額のうち平年度化額 - 前年度退職者の給与総額のうち平年度化額 - 当年度退職者の給与総額のうち当年度分

前年度給与改定分等

昇給原資額、給与改定額、退職手当等当初見込み得なかった人件費の不足額。なお、昇給原資額及び給与改定額は、運営状況等を勘案して措置することとする

2. 一般管理費

一般管理費 = 前年度一般管理費相当額（所要額計上経費を除く）× 消費者物価指数 × 効率化係数（ ） + 当年度の所要額計上経費

3. 研修経費（人件費を除く）

研修経費 = 前年度研修経費相当額（所要額計上経費を除く）× 消費者物価指数 × 効率化係数（ ） + 当年度の所要額計上経費

4. 審査経費（人件費を除く）

一般管理費の積算に準じる。当年度の機器購入費等（所要額計上経費）については、中期計画に応じた必要経費を考慮して積算。なお、所要額計上経費については、中期計画の進捗状況や保安基準の改正状況等に鑑み、毎年度の予算編成過程において決定。

- ・ 消費者物価指数：毎年度の予算編成過程において決定
- ・ 効率化係数（ ）（ ）：毎年度の予算編成過程において決定
- ・ 所要額計上経費：公租公課、電子計算機借料等の所要額計上を必要とする経費

[注記] 前提条件

- ・ 消費者物価指数：期間中は1.00として推計
- ・ 効率化係数（ ）（ ）：期間中は、とも0.99として推計
- ・ 人件費 前年度給与改定分等：期間中は0%として推計